

七尾市議会議員補欠選挙（中島選挙区）

投票日 4月22日（日）

告示日 4月15日（日）

今回の選挙は、 中島選挙区のみです。

今回の選挙は、中島選挙区の市議会議員の辞職により、公職選挙法の規定「議員の欠員数が当該選挙区における議員定数の6分の1を超える」ことによる選挙です。（欠員数が定数の6分の1を超えないときには、市長選挙の際に補欠選挙が行われることとなります。）

また、平成17年10月の市議会議員選挙が、旧市町の区域での選挙区で行なわれたため、補欠選挙は選挙区ごとに行ないません。

そのため、今回の市議会議員補欠選挙は、中島選挙区（定数4、欠員1）のみの選挙になります。（現在の議員定数は、七尾選挙区21名、田鶴浜選挙区3名、中島選挙区4名、能登島選挙区2名の計30名）

なお、次の一般選挙（任期満了：平成21年10月31日）からは七尾市全体で、定数も22名に減じて選挙を行なうことと条例で定められています。

投票できる方

●年齢
昭和62年4月23日以前に
生まれた方

住所

平成19年1月14日以前
から引き続き市内に住
所および住民登録があ
る方で、平成19年4月
10日現在において中島
選挙区（旧中島町）に住
所を有する方

◎入場券を郵送します

告示日後、投票所名や投票時間などを記載した「入場券」を郵送します。投票の際にはできるだけ「入場券」をお持ちください。

期日前投票 不在者投票

期日前投票、入院・入所先以外での不在者投票は中島市民センター（旧中島支所）だけで行ないません。

■対象

出張（滞在地で投票する方法もあります）、用務、旅行などで投票日当日投票にいけない方

■期間

4月16日（月）～4月21日（土）

■投票場所・開閉時間

中島市民センター
（旧中島支所）
午前8時30分から午後8時

入場券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、投票所で選挙人名簿を確認の上、投票することができません。

◎市外へ転出された方

市議会議員選挙では、市外へ転出された方は投票することができません。入場券が届いた方でも、4月21日（土）までに市外へ転出された方は投票することができません。

不在者投票を済ませていても、投票は無効となります。ただし、期日前投票を済ませた後で転出された場合の投票は有効となります。

3月25日に発生した能登半島地震により、市内の一部建物や道路などに被害が出ています。
投票所施設については、特段の支障はありませんが、投票の際には、道路などにお気をつけてお越し下さい。



※お問い合わせは

七尾市選挙管理委員会（本庁総務課内）

☎53-1111

中島市民センター（総務係）

☎66-1111

入院・入所先での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所されている方は、お早めに病院長・施設長へ申し出てください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるなど一定の要件を満たす人は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、自宅で「郵便による不在者投票」をすることができます。

※投票用紙の請求書をご請求ください。（電話での請求も受け付けています。）

投票日当日の投票

中島選挙区内の投票所において、投票時間は午前7時から午後7時までです。

ただし、一部の投票所は午後6時に繰り上げて閉鎖しますので、投票所一覧をご確認ください。

中島選挙区投票所一覧

投票区	投票所施設名	投票時間
第40投票区	瀬尾集会所	午前7時から午後7時
第41投票区	長湊集会所	午前7時から午後6時
第42投票区	七尾市西岸公民館	午前7時から午後7時
第43投票区	中島別所集会所	午前7時から午後6時
第44投票区	河内多目的研修センター	午前7時から午後6時
第45投票区	七尾市立鶴打保育園	午前7時から午後7時
第46投票区	鉈打農林漁家高齢者センター	午前7時から午後7時
第47投票区	横田多目的研修センター	午前7時から午後7時
第48投票区	七尾市立熊木保育園	午前7時から午後7時
第49投票区	浜田集会所	午前7時から午後7時
第50投票区	七尾市立中島保育園	午前7時から午後7時
第51投票区	河原集会所	午前7時から午後7時
第52投票区	七尾市立豊川保育園	午前7時から午後7時
第53投票区	七尾市立土川保育園	午前7時から午後7時
第54投票区	七尾市立笠原保育園	午前7時から午後7時
第55投票区	七尾市中島町志津集会所	午前7時から午後7時

開票

■場所

七尾市中島農村環境改善センター（中島市民センター内）

■日時

4月22日（日）

午後8時からの予定。

※参観人の制限

会場の都合により、参観人の数に制限があります。